

第 13 回 白石・福富・有明 3 町合併協議会会議次第

日 時 平成 16 年 11 月 12 日 (金)

場 所 有明町公民館ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

高 尾 茂

小 野 茂

4. 議 題

(1) 調整結果報告事項

調整結果報告第 9 号 消防団の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 10 号 特別職の身分の取扱いについて (NO.2)
(追加修正のうえ報告済)

調整結果報告第 11 号 指定金融機関について (報告済)

調整結果報告第 12 号 行政区の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 13 号 国民健康保険事業の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 14 号 商工観光の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 15 号 小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 16 号 学校給食の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 17 号 社会教育の取扱いについて (修正のうえ報告済)

(2) 協議事項

協議第 19 号 慣行の取扱い (新町の町章選定) について (確 認)

(3) そ の 他

① 第 14 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について

5. 閉 会

第 13 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の報告・協議事項

番 号	項 目	協 議 等 の 経 過
調整結果報告第 9 号	消防団の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 10 号	特別職の身分の取扱いについて (NO.2)	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 追加修正のうえ報告済
調整結果報告第 11 号	指定金融機関について	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 12 号	行政区の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 13 号	国民健康保険事業の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 14 号	商工観光の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 15 号	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 16 号	学校給食の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 報告済
調整結果報告第 17 号	社会教育の取扱いについて	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 追加修正のうえ報告済
協 議 第 19 号	慣行の取扱い (新町の町章選定) について	第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 提案 第 13 回協議会 [平成 16 年 11 月 12 日] 確認

上記について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会

会 長 喜 多 輝 昭

調整結果報告第9号

平成16年11月12日

【協定第20号】

(報告済)

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

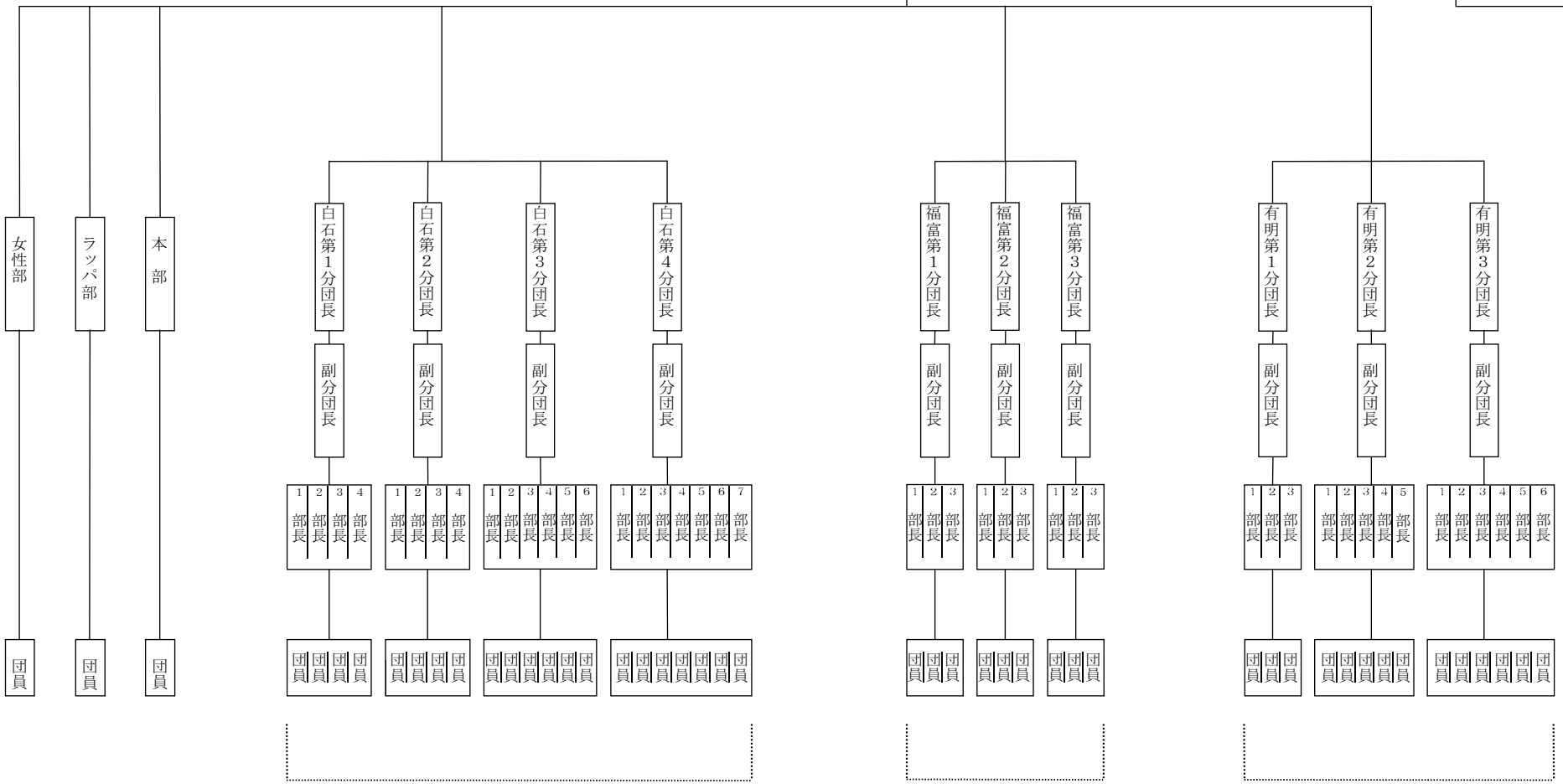
協 定 項 目	消防団の取扱い
調 整 の 内 容	新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する。 (1)新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。 (2)消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

新町消防団組織図

団員定数(案)
1,226人
分団数 10分団
部数 47部

団長

副団長



(現白石町消防団)

(現福富町消防団)

(現有明町消防団)

消防関係報酬等（案）

（単位：円）

職名	3 町 の 状 況					新 町		県内同規模	類似団体 （類団VI-2）	設定根拠
	基準	白石町	福 富 町	有 明 町	3 町 平 均 額	基準	報 酬			
		報酬	報 酬	報 酬	報 酬			報 酬	報 酬	
団 長	年 額	187,500	160,000	164,400	170,630	年 額	171,000	116,700	140,600	特別職の整備方針 1 による
副 団 長	年 額	132,900	99,000	102,000	111,300	年 額	111,000	74,500	84,700	
分 団 長	年 額	92,900	66,000	68,000	75,630	年 額	76,000	64,000	69,800	
副 分 団 長	年 額	64,900	53,000	54,600	57,500	年 額	58,000	54,900	50,200	
部 長	年 額	50,200	44,000	45,300	46,500	年 額	47,000	45,700		
副 部 長	年 額	30,100	28,000	30,000	29,360	年 額	29,000			
班 長	年 額	23,000	18,000	19,500	20,160	年 額	20,000		44,200	
ラ ッ パ 班 長	年 額		27,000			/				
団 員	年 額	15,100	15,000	14,500	14,860	年 額	15,000	8,200	39,700	
機 械 整 備 員	年 額	（手当） 7,700		21,600		年 額（手当）	7,000			別途（手当）支給とする
ラ ッ パ 手	年 額	（手当） 9,800		20,000		年 額（手当）	9,000			
運 転 手	年 額	（手当） 9,800		29,200		年 額（手当）	7,000			
旗 手	年 額	（手当） 3,600				年 額（手当）	3,000			

※ 副部長欄は、白石・福富は現在、指揮班長である。

※ 左記については、別途手当を支給するものとする。

調整結果報告第10号

平成16年11月12日

(追加修正のうえ報告済)

【協定第11号】

特別職の身分の取扱いについて (NO.2)

特別職の身分の取扱い (NO.2) について、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	特別職の身分の取扱い
調 整 の 内 容	2. 特別職の報酬等については、合併時までに調整する。
調整の具体的内容	5. 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

特別職報酬額 (案)

(単位：円)

機関名・職名	3 町 の 状 況						新 町		県内同規模 報酬	類似団体 (類団VI-2) 報酬	設定根拠
	基 準	白 石 町	福 富 町	有 明 町	3 町平均額	基 準	報 酬				
		報 酬	報 酬	報 酬	報 酬			報 酬			
特別職報酬審議会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	6,400	特別職整備方針1による
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
防災会議	会 長		-	-	-	-	日額	6,000	4,000	6,400	
	委 員		-	-	-	-					
選挙長		一回につき	10,700	10,700	10,700	10,700	一回につき	10,700	10,700	-	国の選挙等の執行経費基準額
投票管理者	選挙日	一回につき	12,700	12,700	12,700	12,700	一回につき	12,700	12,700	-	
	期日前	一回につき	11,200	11,200	11,200	11,200	一回につき	11,200	11,200	-	
開票管理者		一回につき	10,700	10,700	10,700	10,700	一回につき	10,700	10,700	-	
投票立会人	選挙日	一回につき	10,800	10,800	10,800	10,800	一回につき	10,800	10,800	-	
	期日前	一回につき	9,600	9,600	9,600	9,600	一回につき	9,600	9,600	-	
開票立会人		一回につき	8,900	8,900	8,900	8,900	一回につき	8,900	8,900	-	
選挙立会人		一回につき	8,900	8,900	8,900	8,900	一回につき	8,900	8,900	-	
行財政調査委員会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	-	特別職整備方針1による
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
情報公開審査会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	-	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
個人情報保護審査会							日額	6,000			
消防賞じゅつ金等審査委員会		日額	-	-	5,900	5,900	日額	6,000	4,000	6,400	
総合計画審議会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	-	6,400	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
固定資産評価員		日額	-	6,100	-	6,100	日額	6,000	-	-	
民生委員推薦委員会	委 員 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	6,400	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
予防接種健康被害調査委員会	会 長	日額	10,800	12,500	6,200	9,830	日額	10,000	-	6,400	
	委 員	日額	10,800	12,500	5,900	9,730					
町有林巡視員		日額	7,400	-	-	7,400	日額	6,000	19,600	-	
標準小作料設定協議会	会 長	日額	-	-	6,200	6,200	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	-	6,100	5,900	6,000					
社会教育委員会	委 員 長	日額	7,700	-	6,200	6,950	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	-	5,900	6,650					
公民館運営審議会	委 員 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
文化財保護審議会	委 員 長	日額	7,700	-	6,200	6,950	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	-	5,900	6,650					

※上記については、平成17年1月1日から新町報酬額を適用する。

特別職報酬額(案)

(単位:円)

機関名・職名	3 町の 状 況								新 町		県内同規模		類似団体		設定根拠	
	基準	白石町	基 準	福 富 町	基 準	有 明 町	基 準	3 町 平 均 額	基 準	報 酬	基 準	報 酬	基 準	(類団VI-2)		
		報 酬		報 酬		報 酬		報 酬		報 酬		報 酬				
交通安全指導員	年額	59,500	年額	55,000	年額	54,000	年額	56,160	年額	56,000	年額	58,800	-	特別職整備方針1による		
町税等収納係員	月額	98,900	月額(委託料)	170,000	月額	100,000	白石町(月換算)、福富町の平均額	月額	100,000	-	-	-	-	有明町基準による		
	加算分	現年収納額×2%		加算分なし	現年収納額×2%			加算分	現年収納額×2%							
		過年収納額×7%			過年収納額×7%				過年収納額×7%							
		うち土改区費×4%														
国民健康保険運営協議会	委員長	年額	62,800	年額	70,000	日額	6,200	日額	6,000	日額	4,000	-	日額報酬で設定			
	委員	年額	50,000	年額	55,000	日額	5,900									
保育園長	月額	(年総額を月換算額)	月額	132,000	-	-	白石町(月換算)、福富町の平均額	月額	163,100	-	-	-	-	平均額で設定		
	(1年目)	167,200														
	(2年目)	173,300														
	(3年目以降)	180,000														
幼稚園長	-	-	月額	132,000	-	-	年額	132,000	月額	163,000	-	-	-	保育園長兼務であり、上記と同額		
保育園医	1園専任	年額	77,300	年額	84,100	年額	90,700	年額	84,030	年額	84,000	-	-	特別職整備方針1による		
	2園兼任	-	-	-	-	年額	137,100	年額	137,100	-	-	-	-	兼任は設定しない		
保育園歯科医	1園専任	年額	77,300	年額	77,000	年額	90,700	年額	81,660	年額	84,000	-	-	保育園医と同額		
	2園兼任	-	-	-	-	年額	137,100	年額	137,100	-	-	-	-	兼任は設定しない		
幼稚園医	-	-	年額	84,000	-	-	年額	84,000	年額	84,000	-	-	-	保育園医と同額		
学校医	小学校	年額	153,500	年額	146,000	年額	140,200	年額(学校医・歯科医平均)	145,510	年額	146,000	年額	163,000	年額	224,000	特別職整備方針1による
	中学校	年額	153,500	年額	146,000	年額	163,900		年額	146,000	年額	163,000	年額	224,000		
	学校兼任	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	兼任は設定しない	
学校歯科医	小学校専任	年額	153,500	年額	116,000	年額	140,200	年額(学校医・歯科医平均)	145,510	年額	146,000	年額	160,000	年額	224,000	特別職整備方針1による
	中学校	年額	153,500	年額	116,000	年額	163,900		年額	146,000	-	-	年額	224,000		
	小学校兼任	-	-	-	-	年額	247,500		年額	247,500	年額	160,000	年額	224,000	兼任は設定しない	
学校薬剤師	小・中学校専任	年額	44,000	年額	41,000	-	-	年額	42,500	年額	43,000	-	-	-	特別職整備方針1による	
	小学校兼任	-	-	-	-	年額	66,000	年額	66,000	-	-	年額	63,200	年額	157,000	兼任は設定しない
	小・中学校兼任	-	-	-	-	年額	70,100	年額	70,100	-	-	年額	63,200	-		
公民館館長	平等割	年額	38,000	月額	22,000	年額	46,500	-	-	年額(平等割)	51,000	-	-	年額	67,700	特別職整備方針1による
	世帯割	-	388	-	-	400	-		-	年額(世帯割)	400	-	-	-	-	
体育指導委員	年額	32,600	年額	33,000	年額	30,000	年額	31,860	年額	32,000	年額	37,700	日額	6,400	特別職整備方針1による	
社会教育指導員	月額	154,200	月額	102,000	月額	98,000	月額	118,060	月額	118,000	月額	143,000	月額	92,200	特別職整備方針1による	
公民館長	月額	154,200	-	-	-	-	月額	154,200	月額	154,000	-	-	月額	213,100		
社会教育指導員及び公民館長を兼務	-	-	-	-	-	-	-	-	月額(兼務の場合)	163,000	-	-	-	-	保育園長と同額	

※なお公民館館長は、平成17年4月1日から新町報酬額を適用し、それまでの間は、現町の報酬額で支給するものとする。

これ以外については、平成17年1月1日から新町報酬額を適用する。

平成16年11月12日

(報告済)

指定金融機関について

新町における指定金融機関について、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

金融機関名	業務内容等
株式会社 佐賀銀行	指定された金融機関を代表して契約を締結し、公金の収納・支払事務の総括責任を負う。なお、取扱店は有明支店とする。

調整結果報告第12号

平成16年11月12日

(報告済)

【協定第22号】

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	行政区の取扱い
調 整 の 内 容	新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに十分配慮し、行政区の再編を検討する。
調整の具体的内容	2. 行政区は、現町において住民感情、地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する。 3. 駐在員の報酬等については、合併時に調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容 (案)

協定項目		行政区の取扱い			
区分	町の現状			新町における調整の具体的内容	
	白石町	福富町	有明町		
駐在員（嘱託員）の人数	35人	9人	13人	・駐在員の総数を、44人とする。なお、現白石町は22人、現福富町及び現有明町については現行のとおりとする。（適用は、平成17年4月1日からとし、それまでの間は、現行の人数とする）	
駐在員会（嘱託員会）の開催数等	毎月1回	毎月2回	毎月第1木曜日	開催日程 毎月15日に、1回開催する。（15日が閉庁日の場合は、翌週の最初の開庁日とする）	
	22日。祝祭日の場合は翌月曜日	毎月6日・20日	行事が重ならないよう調整有	内容 1. 町からの各種調査・周知依頼、意見交換を行い、地区の状況を把握する。 2. 担当地区住民との連絡調整。	
駐在員（嘱託員）に依頼している業務内容	配布日	毎週金曜日	毎月2回	毎月5日・15日	配布日 毎月2回の配布日を別に設ける。 町から文書を駐在員まで配布し、これを受けて、各地区の住民へ配布してもらう。
		定例嘱託員会時は原則文書配布依頼はしない。	駐在員会開催時	当日が休みの日には翌日	
	配布方法	北明校区の一部を除きすべて下部組織に依頼 区長・班長・生産組合長等	下部組織に依頼 小路世話人	下部組織に依頼 各嘱託員→各区长→代表評議員→班長	配布方法 各駐在員→各区长→班長 (配布方法は、原則として上記の方法とする。)
		配布文書の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌 毎月最終金曜日 ・県民だより 毎月最終金曜日 ・議会だより 年4回議会終了後 ・公民館だより 毎月最終金曜日 ・他各種広報誌 随時 ・町税等納付書 ・町民税等督促状 ・水道料納付書 ・選挙入場券 ・農業委員会選挙人名簿申請書 ・個人宛通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌 毎月6日 ・県民だより 毎月6日 ・議会だより 年4回議会終了後 ・社協だより 随時 ・他各種広報誌 随時 ・町税等納付書 ・西佐賀水道納付書 ・選挙入場券 ・農業委員会選挙人名簿申請書 ・各種検診通知 ・各種検診結果 ・町体育協会費 ・PTA新聞 	
	各種調査、申込書等の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・各課依頼の調査表配布及び取りまとめ ・交通災害共済加入者証の配布 ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート調査票配布、取りまとめ ・交通災害共済加入者証の配布 ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課依頼の調査表配布及び取りまとめ ・交通災害共済加入者証の配布 ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・町が依頼する各種調査の取りまとめ ・交通災害共済加入等の取りまとめ
	地区住民への周知指導	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の行事、各種事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーの周知及び従事 ・町主催の行事、各種事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の行事、各種事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び関係行政機関主催の行事（クリーンデー等）、各種事業の周知
	災害時等の被害状況の収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の住民連絡、状況報告 ・地区の危険箇所の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の住民連絡、状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の住民連絡、状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の予防（危険箇所の報告等） ・災害発生時の地区の状況取りまとめ及び報告
	選挙関係	<ul style="list-style-type: none"> ・投票立会人 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙投票日の投票立会人 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票立会人 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙投票日の投票立会人
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の防犯灯状況調査 ・国勢調査員 ・各地域の不法投棄の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全週間に伴う街頭での交通指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の水利に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他町が依頼する業務

駐在員報酬等（案）

（単位：円）

3町の状況											新 町		県内同規模				類似団体 (VI-2)		設定根拠
区分	白石町		福富町		有明町				3町平均額										
	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	
均 等 割	月 額	31,800	月 額	66,000	年 額	368,100	月額換算	30,675	月 額	42,820	月 額	43,000	年 額	97,500	月額換算	8,125	月額右記以 内	210,000	特別職の整備方針 1 による
世 帯 割	月 額	330	月 額	90	年 額	1,500	月額換算	125	月 額	180	月 額	200	年 額	2,600	月額換算	217	-	-	

区分	白石町			福富町		有明町		新町（案）		参考（年間必要見込額）	
	名称	基準	金額	名称	内容	名称	内容	名称	内容	世帯数	合計額(千円)
行政区への助成金	制度なし			世話人手当 償費）	（報 1世帯 1,000円 で、町世帯総数を総 額とし、平等割 (30%)、世話人数 割(30%)、世帯数 割(40%)で区ごとに 配分算出する。	区活動助成金	1世帯あたり、1,000円 を区ごとの世帯数に乗じ て、区に活動助成金とし て配分する。	行政区運営費 付金	交 1世帯あたり、1,000 円を区ごとの世帯数に 乗じて、区に運営費交 付金として交付する。	7,688	7,688

※なお、新町（案）については、平成17年4月1日より適用し、それまでの間は、現町のままとする。

平成16年11月12日

(報告済)

【協定第25号】

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱い												
調 整 の 内 容	(1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一する。 (3) 保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する。												
調整の具体的内容	国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。 人間ドッグ及び脳ドッグについては、合併時に検診内容等を統一し、実施する。												
上記の内容の調整結果	<p>1. 国民健康保険税 H16年度と同じ税率とします。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7%</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>33,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 人間ドッグ H16年度と同額の負担金とします。 さらに H17 年度からは、武雄地区医師会および佐賀県医師会において、希望の医師会で受診ができるようにします。 H17年度 330名予定 個人負担金 5,000円</p> <p>3. 脳ドッグ 合併後も事業を実施します。 H17年度 40名予定 個人負担金 10,500円</p>		医療分	介護分	所得割	7%	0.85%	平等割	33,000円	4,500円	均等割	20,000円	7,000円
	医療分	介護分											
所得割	7%	0.85%											
平等割	33,000円	4,500円											
均等割	20,000円	7,000円											

【協定第36号】

商工観光の取扱いについて

商工観光の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	商工観光の取扱い
調 整 の 内 容	(2) 町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。
調整の具体的内容	<p>1 中小企業融資制度については、合併時、白石町の例による。ただし、預託金額は新町において調整する。</p> <p>2 企業誘致事業については、合併時、新町全体の均衡を保つよう調整する。</p>
上記の内容の調整結果	<p>1. 中小企業融資制度については、合併時、白石町中小企業小口資金融資条例を次の内容により制定し、町内中小企業の維持発展及び振興に努めます。</p> <p>① 預託金については、5,000万円とする。</p> <p>② 限度額については、運転資金(500万円)、設備資金(700万円)とする。ただし、運転資金、設備資金を併用し、貸付ける場合は、700万円を限度とする。</p> <p>③ 貸付期間については、運転資金(5年)、設備資金(7年)とする。ただし、貸付期間については、設備資金の貸付額が全体の2分の1を超えるときは、7年以内とする。</p> <p>2. 企業誘致事業については、合併時、白石町企業設置奨励に関する条例を制定し、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、町内に工場又は事業場を新設し、又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ります。</p> <p>① 新町における条例に基づき、企業誘致を促進する。</p>

中小企業融資制度

町名	資金の名称	融資の対象	融資条件								預託金額
			資金用途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償還 方法	保証人	担保	保証料 (%)	
白石町	中小企業融資小口資金融資条例	1. 個人にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所を有すること 2. 同一業種を1年以上継続して経営していること 3. 町税を完納していること	運転	500	2.4	5年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要	1.35 全額 町助成	5,000万円
			設備	700	2.4	7年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要		
福富町	該当なし										
有明町	中小企業融資資金の貸付に関する条例	1. 町内に店舗または工場若しくは事業所を有し、町内で同一業種の事業を1年以上引続き営んでいるもの 2. 町内に住所を有するもの 3. 町税その他納税事務を完全に履行していること	運転	500	2.4	5年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要	1.35 全額 町助成	3,000万円
			設備	700	2.4	7年 (4ヶ月)	月賦	2名	不要		

平成15年4月1日現在

企業誘致事業

町名	条例名	要件				奨励措置 (固定資産税 免除期間)
		新設の場合		増設の場合		
		固定資産額 (以上)	従業員数 (以上)	固定資産額 (以上)	従業員数 (以上)	
白石町	白石町工場等設置奨励条例	3,000万円	10名	1,000万円	5名	3ヶ年
福富町	該当なし					
有明町	有明町企業設置奨励条例	2,000万円	20名	2,000万円	10名	3ヶ年

【協定第41号】

小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて

小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い
調 整 の 内 容	2 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整する。
調整の具体的内容	小・中学校の通学区域の調整が必要な区域については、新町において通学区域審議会（仮称）等を設置し、通学区域の検討を行うものとする。
上記の内容の調整結果	<p>審議会は、小・中学校の通学区域の適正化を図り、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項について調査審議し、意見を答申する。</p> <p>1. 審議会の組織（教育委員会が委嘱）</p> <p>①委員数 20人以内</p> <p>②委員の構成（次に掲げる者のうちより）</p> <p>(1)学識経験者</p> <p>(2)住民の代表</p> <p>(3)小・中学校校長</p> <p>(4)PTAの役員</p> <p>2. 任 期</p> <p>①2年（ただし、再任を妨げない。）</p> <p>②補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>上記の内容により、白石町通学区域審議会条例を合併時、制定します。</p>

【協定第43号】

学校給食の取扱いについて

学校給食の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協定項目	学校給食の取扱い
調整の内容	2 学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。
調整の具体的内容	学校給食の運営及び給食費については、新町において給食運営委員会を設置し調整する。
上記の内容の調整結果	<p>1. 運営委員会の組織について</p> <p>①委員数 30人以内</p> <p>②委員の構成（次に掲げる職にある者のうちより）</p> <p>教育長 学校教育課長 関係学校長 関係PTA会長 学校栄養士 その他給食運営に必要と認める者</p> <p>2. 任期 1年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）</p> <p>3. 運営委員会は、教育委員会の諮問により次に掲げる事項を審議する。</p> <p>①学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に関する事項。</p> <p>②給食の企画運営。</p> <p>③給食費の予算・徴収。</p> <p>④給食物資の購入。</p> <p>⑤関係団体との連絡調整。</p> <p>⑥その他学校給食に関し、必要な事項。</p> <p>上記の内容により、給食運営委員会を合併時、設置します。</p>

【協定第44号】

社会教育の取扱いについて

社会教育の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	社会教育の取扱い
調 整 の 内 容	1 社会教育関係審議会については、新町において調整する。 4 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
調整の具体的内容	1 公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。 2 社会教育委員、社会教育指導員については、新町において新たに委嘱する。 4 指定文化財は新町に引き継ぎ、文化財保護審議会を設置し保護及び活用に努める。
上記の内容の調整結果	1. 公民館運営審議会については、新町において新たに設置します。 ①委員の報酬について 日額 6,000円 ②公民館ごとに審議会は設置せずに、新町で一つの審議会を設置する。 ③委員の人選について 18名以内とする。(社会教育委員と兼務) ④任 期 2年とする。 2. 社会教育指導員については、合併時に委嘱します。 ①身分の取扱い 非常勤特別職として任命する。 ②人 数 3名以内とする。 (公民館長兼務) ③選任方法 70歳未満とする。 ④勤務時間 週30時間以内とする。 ⑤任 期 1年以内とし、3年を超えない範囲内で再任を妨げない。 3. 指定文化財については 全ての文化財を、そのまま新町に引き継ぎます。 4. 文化財保護審議会については 合併と同時に、文化財保護審議会を設置します。 ①委員数 7名以内 ②任 期 2年 ③会 議 年間4回程度 ④委員の報酬 日額 6,000円

【協定第19号】

慣行の取扱い（新町の町章選定）について

新町の町章について、次のとおりとします。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

新 町 の 町 章



第13回協議会（平成16年11月12日） 提案

第13回協議会（平成16年11月12日） 確認

平成 16 年 11 月 12 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会

会 長 喜 多 輝 昭 様

新町町章選定委員会

委員長 大久保 孝 夫

新町町章選定委員会報告について

白石・福富・有明 3 町合併協議会新町の町章選定要領第 4 条の規定に基づき、下記のとおり協議経過をご報告いたします。

報告事項

1. 会議開催状況

別紙のとおり

2. 新町の町章選定作品について

別紙のとおり

町章選定委員会経過報告

○第1回新町町章選定委員会

平成16年9月10日(金) 於 合併協議会事務局会議室

委員長 大久保孝夫氏(福富町)

副委員長 藤崎 健次郎氏(白石町) 選任

- ・応募要件を満たさない、地色を含め4色以上の作品をどうするか検討。デザイン的には優れているものがある可能性もあるため、4色以上の192作品を全員で検討した結果、3作品を別枠として区分した上で、本選に参加させることで合意。
- ・9月1日以降消印分については、開封しないで無効とすることで決定。

○第2回新町町章選定委員会

平成16年9月22日(水) 於 白石町総合センター2階和室

- ・応募要件を満たしている作品の中から、各委員が数作品ずつ選び、77作品を選定。要件外の4作品(※)と合わせて81作品を選定。
(※) 3色以内で要件を満たしているとしていた中に1点だけ4色の作品が入っていた。前回の3作品と合わせて、要件外は4作品とする。
- ・それらを円形、三角形、四角形、その他の系統別に分け、委員全員で各系統から数作品を選出し、20作品が残る。残りの61作品は落選ということにせず、次回、違う視点で判断するかもしれないということで、保留にしておく。
- ・残った作品をモノクロで見た場合も参考とするため、次回、白黒コピーをとっておく。また、他の市町章と全く同じということを防ぐため、参考に佐賀市立図書館より書籍を借用しておく。

○第3回新町町章選定委員会

平成16年10月5日(火) 於 白石町総合センター2階和室

- ・系統別の20候補作品とその他予備候補計81候補から、それぞれのモノクロコピーも判断材料として選定。
- ・他市町村章を一通り見て、類似している作品を除外する。
- ・全体の中から委員全員で協議し、4作品を選定。
(内訳20候補から3点、その他候補から1点、4色以上はこの段階でなし。)
- ・次回、委員全員でそれぞれについて修正案を検討することとする。
- ・協議会に提案するのはあくまでも応募作品とするが、委員会の附帯意見として修正案、また、委員会としての推薦順位等も含めて提案したい。

○第4回新町町章選定委員会

平成16年10月21日(木) 於 合併協議会事務局会議室

- ・前回選出の4作品に修正等を加えながら、委員それぞれの意見を出し合い、最終的には多数決により3作品を選定。
- ・最終3作品について、将来像(～豊穰のまち)にふさわしい色、バランス等を再度、慎重に検討し、委員会としてはこのようにしてみてもどうかという原案に対する修正案を作成。
- ・選定理由を各委員に列挙してもらう。

協定項目	慣行の取扱い
調整の内容	1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。
調整の具体的内容	1. 町章、町民憲章については、合併後に新町において制定する。

1. 町章公募応募状況(最終)

	～20才	～40才	～60才	61才～	不明	計
3町内	6	18	29	21	1	75
県内	3	15	17	14	3	52
県外	8	161	318	181	1	669
計	17	194	364	216	5	796

2. 町章選定委員会選定作品

①	デザインの趣旨
	1対1の枠内に新町名の『白石』をひらがなで図案化し、『ろ』の円弧は町民の輪であると同時に、豊穡、大漁を意とした器に見える上部を持ち上げている様子を図案化したもので、色は大地、大自然、作物の基本となる『みどり』を表したものです。
選定理由	
<ul style="list-style-type: none"> ○と△を基本に、「し」と「ろ」を組み合わせたデザインであり、明快で誰にでも分かりやすい。 三角形と円形の組み合わせが面白い。 大地の色、黄緑が落ち着いていて、新町の基本理念である「豊穡のまち」の特色が出ている。 シンプルで分かりやすく、町章として親しみやすい。 	
修正案	
	
<ul style="list-style-type: none"> 三角形と円がシンメトリーになっており、まとまりすぎているため、勢いやリズム感を出すように「し」の先端を少し伸ばして変化をつけた。 色が緑一色で強調するものがなかったので、アクセントとして豊穡(稔り)の色、朱色を使って、隙間を広くすることにより「しろ」をわかり易くした。 	

②	デザインの趣旨
	白石町の文字「し」をモチーフに豊かな有明の海と緑の大地、そして清らかな水の流れを表し、「白石町」を表現しました。人と大地とともに未来に向かっていくことを波で描きました。
選定理由	
<ul style="list-style-type: none"> ○と△が美しい組み合わせで、すっきりとまとまっており、3つの中でバランス、親しみ易さ、意味付け等デザイン的には最もレベルが高いと思われる。 大地と海、白石平野と有明海をうまく図案化しており、白石町をイメージできる。 デザインと構成、発想がおもしろく、全国的にもユニークなマークと思われる。 	
修正案	
	
<ul style="list-style-type: none"> 上品な色の組み合わせで原案のままでもいいが、いまい少し活気を感じる色にした。 形そのものは完成度が高く、投稿時のままだが、色味が同系色で平凡だったので、上部のグリーンを豊穡の色、朱色に変えることで、力強さを感じさせ、楽しくリズムカルなものになるよう修正した。 	

③	デザインの趣旨
	新町のまちづくり理念「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」をテーマ、自然環境の地形、緑広がる平野に恵まれた新町をモチーフに、「白石」の二字を図案化し、町勢の飛躍発展と町民の融和、団結を表した。
選定理由	
<ul style="list-style-type: none"> 「白」と「石」の組み合わせであり、マークとしての特長がよく出ていると思われる。 町章に欲しい品格のようなものを感じさせる作品である。 デザインが斬新であり、目のような形は人々の印象に残り、インパクトを与えられる。 町章としては最もわかりやすいデザインになっている。円形の構成として代表されるものであった。 	
修正案	
	
<ul style="list-style-type: none"> 中心部分がどうしても瞳に見えてしまった為、イメージを少なくするように「石」の「口」の字の空間を大きくし、二色にするなど工夫・修正を加えた。 遠目で見ただけの場合にコンパクトになるよう、デザインとして全体を円形に整え、色も町旗などに使用することも考えて強くすっきりとさせた。 	

新町の町章選定要領

第1条 この要領は、新町の町章募集要綱（以下「要綱」という。）に基づき、新町の町章選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第4条第1号にいう「ふさわしい町章」とは、次のものをいう。

- (1) 新町がイメージできるもの
- (2) 新町の特徴を表すもの
- (3) 新町の歴史・文化にちなんだもの
- (4) 住民の理想・願いのこもったもの
- (5) 全国的にアピールできるもの
- (6) その他新町にふさわしいもの

第3条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 新町のまちづくりの基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を踏まえた将来像にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め3色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)で表したものは不可とする。
- (4) 他町章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (6) 自作の未発表作品とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 選定に際し、専門的な知識を有する者による新町町章選定委員会を設置する。委員会は、会長が委嘱する委員6名以内をもって組織する。
- (2) 公募締め切り後、事務局で整理集約し、公募結果を速やかに委員会に送付する。
- (3) 委員会は協議により、新町にふさわしい町章デザイン3作品程度を選定し、協議会に諮る。なお、協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票にて選定する。
- (4) 協議会は、委員会が選定した作品の中から、採用作品1作品を決定する。なお、協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票にて選定する。
- (5) 選定に際し、委員会において作品の修正変更を加える場合がある。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日合併）		山梨県南アルプス市（平成 15 年 4 月 1 日合併）	
	<p>周南市の「し」をモチーフに、2市2町の「し」が、海から、山から「元気発信都市」にふさわしく飛び跳ねながら、周南市の未来へ、市民一同がジャンプしているイメージで意気高らかに謳いあげています。</p>		<p>○デザインの趣旨 南アルプス市のイニシャル「M」と「A」を組み合わせ、「南アルプス市」をイメージしました。「自然と都市(人)との調和」が下の楕円により表現され、「未来に飛躍する夢と希望の都市」が上部の三角形のフォルムにより表現され、南アルプス市を明るく、力強くシンボライズ(象徴化)したデザインです。</p>
長崎県壱岐市（平成 16 年 3 月 1 日合併）		香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日合併）	
	<p>壱岐市の「i」をモチーフに躍動する曲線で「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」の更なる飛躍する姿を力強く表現しました。 漢字の「人」で波を表現し、壱岐に来る多くの人々の出会いと交流をイメージ、赤は活力と未来へ輝く太陽、緑は自然に恵まれた豊かな暮らしを意味します。</p>		<p>「東かがわ市」の頭文字「ひ」を図案化したもので、東かがわ市が未来に向かって勢いよく飛翔し、その存在を力強く発信していく姿を表現しています。また、両翼の三本の羽根とそれを結ぶ輪は、引田町、白鳥町、大内町がひとつになって誕生した市を意味しています。</p>
長崎県対馬市（平成 16 年 3 月 1 日合併）		東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日合併）	
	<p>市章 対馬市の頭文字「つ」を6つ使い、合併した6町を表しています。また、対馬の歴史と未来への発展をつなぐ時間の流れを表したものです。</p>		<p>市民一人ひとりを優しく包み込み、市の未来へ突き進む先進性・創造性を躍動感いっぱい表現したもので、市の特性を生かしたまちづくりを推進する願いが込められています。また、緑色を使うことで豊かな自然も表現しています。</p>
香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日合併）		岐阜県下呂市（平成 16 年 3 月 1 日合併）	
	<p>さぬき市の頭文字（イニシャル）の「S」を生かして描いたもので、市の将来像をうたった「親自然・真健康・新創造都市 さぬき市」のすべてのイニシャルをも表現している。 市章の色彩について、青は大空と瀬戸内海の海の色で沿岸部を、緑は豊かな自然と平和に満ちた内陸部を表現している。 全体像としては、すべての市民が共に手を携えて、新しい世紀へ夢や希望を持って回転する姿であり、そのエネルギーとなる潮流の姿を中心部に置いたもので、左右には大空高く舞い上がる海鳥や山野鳥の飛翔を描き、さぬき市の輝かしい未来を象徴している。</p>		<p>デザインの趣旨についての記載なし。</p>

第14回 白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

開催日時 平成16年12月6日(月) 午後 ³~~2~~時から
場 所 白石町 総合センターホール